

添付書類

添 付 書 類 被保険者との続柄			① 健康保険被扶養者現況届	② 住民票（原本） （提出日から90日以内に発行されたもの） 続柄の省略していない、世帯全員のもの	③ 戸籍謄本または戸籍抄本（原本）	④ 学生の方 （有効期限の確認できるもの） 在学証明書または学生証の写し	⑤ 給与収入がある方 直近3カ月の給与明細書の写し	⑥ 退職した方 雇用保険被保険者離職票の写し 被扶養者認定に関する誓約書及び	⑦ または終了した方 失業給付受給中の方 雇用保険受給資格者証の写し	⑧ （遺族、障害年金を含む） 公的年金を受給中の方 改定通知書の写しまたは振込通知書 直近の年金受給額が確認できる	⑨ その他の収入がある方 自営業・不動産収入・ （収支内訳書等一式の写し） 直近の確定申告書控えの写し	⑩ （学生を含む） 無職無収入の方 課税（非課税）証明書	⑪ 別居の場合の送金証明 （振込者・振込先が明確なもの） 現金書留控えの写し 銀行等の送金証明書の写しまたは
			配偶者		同居	○	△		○	○	○	△	○
			別居	○		△	○	○	○	△	○	△	○
子	16 歳未満	同居		△									
		別居			△								
	16 歳以上	同居	○	△		○	△	○	○	△	○	△	
		別居	○		△	○	△	○	○	△	○	△	○
父母・祖父母			同居	○	△		○	○	○	△	○	△	
			別居	○		△	○	○	○	○	△	○	△
兄弟・姉妹・孫	16 歳未満	同居		△									
		別居			△								
	16 歳以上	同居	○	△		○	△	○	○	△	○	△	
		別居	○		△	○	△	○	○	△	○	△	○
義父母・おじおば			同居	○	△		○	○	○	△	○	△	
甥姪	16 歳未満	同居		△									
	16 歳以上	同居	○	△		○	○	○	○	△	○	△	

○・・・必ず提出していただく書類 △・・・下記の条件を満たしていれば省略可

△上記②および③については、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーが記入されており、かつ、事業主が住民票・戸籍謄本等で被保険者との続柄を確認し、備考欄の『続柄確認済 □』に✓が記入されていれば省略可

△上記⑤および⑪については、16歳以上で『学生』の場合は、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーが記入されていれば省略可

△上記⑧および⑩については、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーが記入されていれば省略可

●⑥については別紙「被扶養者認定に関する誓約書」と併せて、次のとおり提出してください。

- ・離職票の交付を受けない場合・・・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- ・雇用保険未加入だった場合・・・退職証明書の写し及び雇用保険未加入であったことが確認できる書類の写し
- ・離職票を交付されているが失業給付の手続きをされない場合・・・「離職票-1」、「離職票-2」の写し
- ・失業給付の受給期間延長の手続きをされる場合・・・離職票の写し
- ・失業給付の手続きをされる場合・・・離職票の写し

（後日「雇用保険受給資格者証両面の写し<給付制限期間の確認できるもの>」を提出してください。）

■マイナンバーの記入により省略可のものは、原則マイナンバーにより情報連携を行い、当組合で確認のうえ認定処理を行いますので、被保険者証の交付に数日を要する場合があります。

■上記①～⑪以外に、事由発生日の確認書類（婚姻日の確認できる書類等）が必要な場合があります。

■情報連携により確認ができなかった場合、または確認した結果により、上記以外にも必要に応じて書類を提出していただくことがあります。